

大阪市内工場用地及び貸工場情報提供事業協力宅建事業者募集要項

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

令和8年4月

1 事業について

(1) 目的

本事業は、大阪市内に立地又は移転を希望し、工場用地又は貸工場についての情報を求めている企業（※）における希望物件に関する情報を、本市を通じて本事業に協力いただける宅地建物取引業者に提供し、マッチングを図ることを通じて本市ものづくり企業の集積の維持及び強化を図ることを目的としています。

（※）本事業を活用できる企業は、原則として日本標準産業分類に定める製造業である企業です。

(2) 事業のスキーム

① 本事業の趣旨を理解し、大阪市内に立地又は移転を希望する企業に対し、物件情報を提供していただける宅建事業者を、本市の審査を経たうえで、「協力宅建事業者」として登録させていただきます。

※ 登録する事業者数は概ね 30 事業者を想定しています。

② 大阪市内に立地又は移転を希望し、工場用地又は貸工場の情報を求めている企業から本市に物件情報の提供の申し出があった場合、本市から協力宅建事業者に当該企業名を伏せたうえで希望物件情報の照会を行います。

③ 協力宅建事業者において、条件に適合する物件情報を有している場合に、本市へ連絡してください。

④ 本市から当該企業に希望物件に合致する物件を有する協力宅建事業者の連絡先と物件の概要を通知します。

⑤ 当該企業と協力宅建事業者との間で交渉・契約等のやりとりをしてください。

※ ⑤においては、本市は一切関与いたしません。

⑥ 当該企業との間で成約に至った場合は、本市の指定する様式にて報告してください。

2 協力宅建事業者の資格要件

協力宅建事業者として登録を受けるにあたっては、以下のすべての要件を満たす必要があります。

(1) 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）による宅地建物取引業者であって、同法による免許の更新を 2 回以上している者

(2) 申請日から起算した直近 1 年間において、大阪市内の工場用地又は貸工場の取引実績を有している者

(3) 過去に宅地建物取引業法に基づく免許取消・業務停止・指示の行政処分等を受けていないこと

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

- 第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則(平成23年大阪市規則第102号)第3条に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと
- (5) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していること

3 登録方法

(1) 申請手続き

協力宅建事業者となることを希望する事業者は、登録申請書(別記第1号様式)に宅地建物取引業者免許証、直近1年間において大阪市内において工場用地又は貸工場の取引実績を証する書類(契約書等)の写し及び納税証明書を添付して申請してください。

(2) 登録期間

登録決定の日が属する年度を含む3カ年度

(3) 更新手続き

登録の更新を希望する場合は、更新申請書(別記第3号様式)に必要事項を記入し、本市に提出してください。

なお、上記の期間中において本事業に基づく本市からの希望物件情報の照会に対し、一度も物件の情報提供を行えなかった事業者については、更新申請日から起算した直近1年間において、大阪市内の工場用地又は貸工場の取引実績が1件に満たない場合、登録を更新することができません。

(4) 変更手続き

登録申請書に記載した事項に変更が生じた場合は、変更届(別記様式第4号様式)を本市に提出してください。

(5) 辞退手続き

協力宅建事業者として登録された後、何らかの事由で協力宅建事業者を辞退した場合は、辞退届(別記第5号様式)を本市に提出してください。

4 物件情報の提供

協力宅建事業者は、本市から照会のあった物件情報に合致する物件を有している場合、物件情報提供書(別記第9号様式)に必要事項を記入し、本市に回答してください。

なお、以下に該当する物件は受け付けられませんので予めご了承ください。

- (1) 都市計画法、建築基準法、消防法その他法令に抵触するもの
- (2) 本事業の対象とすることが不相当と判断されるもの

5 その他

- (1) 協力宅建事業者は、本事業において知り得た情報については、情報提供者の許可なく本事業以外の目的で使用することはできません。
- (2) 本事業を通じて行われる大阪市内に立地又は移転を希望する企業と協力宅建事業者との間で行われる具体的な交渉及び取り交わされる不動産契約については、

本市は一切関与を行わないとともに、その責任も負いません。

(3) 協力宅建事業者が宅地建物取引業法に基づく免許取消・業務停止・指示の行政処分を受けるほか、協力宅建事業者として適当でないと認められる事由が生じたときは、登録を取り消すことがあります。

(4) 本事業の詳細は本市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000368032.html>

6 本事業のお問い合わせ・申し込み先

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルO's 棟南館4階

電話：06-6615-3774 FAX：06-6614-0190

E-mail：ga0006@city.osaka.lg.jp

別記

第1号様式（第5条関係）

大阪市内工場用地及び貸工場情報提供事業
協力宅建事業者登録申請書

年 月 日

大阪市長 様

(申請者)

事業者名

代表者名

当社は、大阪市内工場用地及び貸工場情報提供事業の協力宅建事業者としての登録資格要件を全て満たしていることを誓約し、同事業の協力宅建事業者として登録したいので、次のとおり申請いたします。

なお、本事業において知り得た情報については、情報提供者の許可なく本事業以外の目的で使用しないこと並びに本事業を通じて行われる大阪市内に立地又は移転を希望する企業との間で行われる具体的な交渉及び取り交わされる不動産契約については、大阪市の関与を一切求めないことを承諾いたします。

担当部署名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
ファックス番号	
宅地建物取引業者 免許番号	
大阪市内の工場用 地等の取引実績	件（住宅・事務所系の件数は含みません） 年 月～ 年 月までの間の件数
添付書類	宅地建物取引業者免許証の写し（別添） 大阪市内の工場用地等の取引実績を証する書類の 写し（別添）※複数件数がある場合も1件分のみで結構です 納税証明書（別添）（※1）

（※1）納税証明書は、「国税に関し未納がないことの証明書」、「都道府県税（全税目）の納税証明書」、「法人（市町村）税証明書」を添付してください。

第3号様式（第8条関係）

大阪市内工場用地及び貸工場情報提供事業
協力宅建事業者登録更新申請書

年 月 日

大阪市長 様

(申請者)
事業者名
代表者名

当社は、大阪市内工場用地及び貸工場情報提供事業の協力宅建事業者としての登録を更新したいので、次のとおり申請いたします。

担当部署名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
ファックス番号	
宅地建物取引業者 免許番号	
添付書類（※）	更新申請日から起算した直近1年間における大阪市内の工場用地又は貸工場の取引実績を証する書類の写し（別添）

（※）添付書類が必要な事業者は、登録期間中において本事業に基づく本市からの希望物件情報の照会に対し、一度も物件の情報提供を行えなかった事業者のみです。

第4号様式（第9条関係）

大阪市内工場用地及び貸工場情報提供事業
登録申請書記載事項変更届

年 月 日

大阪市長 様

(届出者)
事業者名
代表者名

年 月 日付にて申請いたしました登録申請書（第1号様式）の
記載事項に変更が生じたため、大阪市内工場用地及び貸工場情報提供事業実
施要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

項目	変更前	変更後

第5号様式（第11条関係）

大阪市内工場用地及び貸工場情報提供事業
協力宅建事業者辞退届

年 月 日

大阪市長 様

(届出者)
事業者名
代表者名

大阪市内工場用地及び貸工場情報提供事業実施要綱第11条の規定に基づき、
協力宅建事業者を辞退いたします。

記

辞退日	
辞退理由	

第9号様式（第15条関係）

大阪市内工場用地及び貸工場情報提供事業
物件情報提供書

年 月 日

大阪市長 様

(提供者)
事業者名
代表者名

年 月 日（照会番号 号）に照会のありました物件につきまして、次のとおり物件情報を提供いたします。

物件所在地	大阪市 区
用途地域	
土地面積又は床面積	
価格	
現況	
売却予定時期 又は入居可能時期	
その他（付帯設備、建 物築年数、前面道路幅 等）	
本物件に対する問い合わせ先	
担当部署名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

添付資料

平面図 有 ・ 無
前面道路幅 有 ・ 無
物件写真 有 ・ 無

第 10 号様式（第 18 条関係）

大阪市内工場用地及び貸工場情報提供事業
実績報告書

年 月 日

大阪市長 様

(報告者)
事業者名
代表者名

大阪市内工場用地及び貸工場情報提供事業において、次のとおり不動産契約が成立しましたので報告いたします。

照会番号	号
契約に至った物件	(所在地) 大阪市 区
	賃貸 ・ 分譲
契約企業名	
売買契約締結日 又は賃貸契約締結日	